

「改訂 平面交差の計画と設計 基礎編」の改訂のお知らせ

平成 16 年 7 月 1 日

「改訂 平面交差の計画と設計 基礎編」の出版以来、2年が経過いたしました。平成 16 年 2 月の「道路構造令の解説と運用」の改訂により、小型道路の導入をはじめ、種々変更が加えられました。第 2 版はこれらの改訂内容に伴う変更を行ったものです。

改訂箇所		改訂前	改訂後	コメント
頁	行・図表等			
26	右 23 行	細道路	従道路	道路の機能上の分類と交通流における分類を明確にすることにより、「構造令の解説と運用」に合わせた用語の統一を行った。 幹線道路：地域間交通（中距離とリップ）を受け持つ道路 細街路：3 種 5 級又は 4 種 4 級に相当する低規格道路 主道路：平面交差する道路で、主要交通を受け持つ道路 従道路：平面交差する道路で主道路以外の道路
	右 27 行	細道路	トル	
	右 30,37 行	細道路	細街路	
	右一番下の行	主要道路	主道路	
27	左 2 行	細道路	従道路	従道路：平面交差する道路で主道路以外の道路
	左 21 行	主道路	幹線道路	
36	STEP4 3 つめの	流入交通量から青表示すべき時間の割合（正規化交通量）を求め、各現時毎に最大の正規化交通量（現示の飽和度）を求める	流入交通量との割合（正規化交通量）を求め、各現時毎にその最大値（現示の飽和度）を求める。	表現がわかりにくかったため、文章を修正した。
37	図タイトル	計画と設計の手順	計画と設計の説明手順	本手順は初心者への理解を助けるために設定した手順であり、実際の流れは「2.3」で説明しているため、誤解を与えぬようタイトルを修正した。
	図	交通制御	交通制御（信号制御）	
44	STEP3.1(1)	設計車両は普通自動車(T)	設計車両は普通道路の場合、普通自動車(T)	
45	(1)の右枠内2行目	普通自動車(T)を選定する。	普通自動車(T)を選定する。(普通道路の場合)	
135	本文右の2行目	G : 信号スプリット($g=G/C=(1-R)/C$)	g : 信号スプリット($g=G/C=(C-R)/C$)	
140	表 3.6.4	第 3 種第 4 級	第 4 種第 4 級	
167	本文 6 行目	停止線直近(3~5m手前)および付加車線を設置した場合には、そのテーパー部分に必ず設置し…	停止線直近(3~5m手前)に必ず設置し…(下線削除)	道路交通法の法令に従い訂正した
	図 3.6.37	$L < 30m$ の場合は設置しなくても良い。 $L > 60m$ の場合は 2ヶ所	$L > 30m$ の場合に適宜設置する 図を訂正	
187	(解) 1 の 7 行目	max.MN - 実交通量 MN = 632pcu/時	max.MN - 実交通量 MN = 622pcu/時	
	(解) 3 の 5 行目	混用車線：主道路を横断および主道路への右折	混用車線：主道路を横断および主道路への左折	

小型道路について

	目次 13 行後	【追記】	3.6.9 小型道路の平面交差	道路構造令の一部改正(平成 15 年 7 月 24 日)により、道路が新たに小型道路と普通道路に区分されたため、小型道路に関する記述を新たに追加した。
139	12 行以降	【追記】	<p>なお、道路構造令の一部改正(平成 15 年 7 月 24 日)により、道路が新たに小型道路と普通道路に区分された(第 3 条第 6 項)。ただし、小型道路の平面交差は道路構造令第 28 条第 2 項において特殊な例に限られている。また、全国での適用事例も現段階では生じていない。</p> <p>したがって、本編で記述する幾何構造については、すべて普通道路を対象とすることとし、小型道路については 3.6.9 小型道路の平面交差でまとめて記述することとした。</p>	
176	176 以降に追記	【追記】	「3.6.9 小型道路の平面交差」追記	

右左折の通行方法について

39	平面交差部の図	流出入口 B, D の流入側 T3	T4	多車線道路の流入部において、屈折車両が隣接車線を使用することは、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により進行する方向の通行区分が指定されているときは、当該車両通行帯を通行しなければならないという、道路交通法第 35 条「指定通行区分」に抵触することになるため、通行方法を 3 から 4 に変更した。
45	表 2.2.1 表 3.6.13	第 3 種 4 級の流入部 2 ヶ所「T3」	第 3 種 4 級の流入部 2 ヶ所「T4」	
156		第 4 種 2 級の流入部 2 ヶ所「T3」	第 4 種 2 級の流入部 2 ヶ所「T4」	
194	図 2.2.1 表 3.6.17	第 4 種 3 級の流入部 2 ヶ所「T2」	第 4 種 3 級の流入部 2 ヶ所「T4」	
		(b) T3 T2	(b) T4 T2	
193	図	流入部 B と D の T3	T4	

平均右折台数について

145	表 3.6.7	平均右折台数「2」	平均右折台数「2台以下」	台数の範囲を明確にした。
199	附表 4.1	平均右折台数「2」	平均右折台数「2台以下」	

停止線について

65	図横断歩道及び停止線	2m	2m程度	「道路構造令の解説と運用」では範囲を示す意味で 1～2m としているが、本書では実地での適用を考慮し、設計上の望ましい値として 2m 程度とした。
161	図 3.6.20 図中	d: 2m	d: 2m程度	
198	3 行目	横断歩道がある場合は、その手前位置 1～2m に	横断歩道がある場合は、その手前 2m 程度に	
	真中の図中	2m	2m程度	
200	「参考」平面図	2m	2m程度	